

V 人権が尊重される心豊かな社会づくり

1 人権教育・人権啓発の推進

(1) 人権教育の推進 < 施策 2 4 > 高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、人権・同和教育課

総合計画の内容

< 現状・課題 >

- 人権に対する認識は高まっていますが、依然として、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する偏見や差別が、社会生活の様々な場面において存在しています。
- 同和問題（部落差別）に関しては、現在もなお差別落書きや差別につながる土地の調査等の差別が存在し、インターネットの普及をはじめとした情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じています。特に、インターネット上では、個人や団体を誹謗中傷する書き込み、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で同和地区の所在地情報を流布する等の問題が発生しています。
- 女性、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する暴力・虐待等深刻な人権侵害も依然として発生しています。また、性的少数者に対する偏見や差別等の人権問題が顕在化しており、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチ等も課題となっています。
- インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行ったりする等の問題が発生しています。
- 近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」といった個別の人権課題についての法整備が進み、本県においては「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」や「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を施行しています。

< 施策の方向 >

- 人権尊重の意識や行動が定着するよう、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「福岡県人権教育・啓発基本指針」に基づき、あらゆる機会をとらえて人権教育・人権啓発を推進します。
- 学校教育においては、自他の人権を守ろうとする実践力を持った子どもを育成するため、指導内容及び方法を開発する研究実践を行い、教育活動全体を通じた人権教育を推進します。
- 教職員については、特に人権への配慮が必要とされており、職種や職務に応じた職員研修を実施するとともに、各職場や関係機関等において実施される研修が充実したものとなるよう、情報の提供等積極的に支援します。
- 同和問題（部落差別）について、学校や地域、家庭において、部落差別に関する差別意識の解消に向けた教育を推進します。
- 性的指向や性自認を理由とした偏見や差別をなくし、性的少数者が、安心して生活し、活躍できるよう、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を推進します。
- 日本人と外国人が異なる文化や価値観等を理解し、ともに暮らす社会づくりのために、国際理解のための啓発を推進します。また、ヘイトスピーチは許されないという認識を広め、その解消を図るための人権教育・啓発を推進します。
- ホームレス、犯罪被害者の人権問題や拉致問題等について、様々な機会を捉えた人権教育・啓発を推進します。
- 新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害が起きないように、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及と確かな情報に基づき冷静な行動を呼びかける啓発を推進します。
- インターネットによる人権侵害については、名誉やプライバシーに関して正しく理解し、法律を守ることはもちろん、一人一人がルールやマナーを守り、人権を侵害する情報をインターネット上に掲載することがないように、法務局等の関係機関と連携し啓発を推進します。また、児童生徒が、インターネット上の様々な情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や適切に行動するための基本となる考え方及び態度を培うための教育の充実と保護者への啓発を推進します。

令和4年度 施策の基本的なねらい

- ◇ 学校の教育活動全体を通して、児童生徒の学力と進路の保障を図るとともに、人権に関する知識や意欲・態度、実践力を身に付けるための教育を系統的、効果的に推進します。
- ◇ 個別的な人権課題について、法律や「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」等を踏まえた教育・啓発の推進とともに、性的少数者や感染症等に関する適切な理解促進と必要な支援の充実を図ります。
- ◇ 人権教育に係る指導力向上等のため、「教職員の人権意識、人権教育に関する調査」結果等を踏まえ、研修の改善・充実を図るとともに、効果のある取組について実践的研究を進めます。
- ◇ 児童虐待の早期発見に努めるとともに、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」を踏まえ、事案を発見した場合は、速やかに関係機関と連携して適切な対応を図ります。
- ◇ 県民の人権尊重理念の理解・体得のために、体験活動を重視した学習プログラムなどの開発や、情報提供を行います。
- ◇ 地域の実情に応じた人権教育推進のための担当者研修会や指導者の育成を計画的、効果的に行い、市町村における人権教育・啓発を支援します。
- ◇ 学校における新型コロナウイルス感染者に対する誹謗中傷や排除及びワクチン接種に伴う偏見や差別等を防止するため、児童生徒の感染症に対する適切な理解を促進するとともに、感染した児童生徒等の人権への配慮や必要な支援について教職員の共通理解を図ります。

令和4年度 主な取組・事業

取組・事業名	概要
個別の人権課題に関する指導方法等調査研究事業の実施 ＜重点事業18＞	個別の人権課題に関する学習内容や指導方法等の体系化・標準化及び教員の指導力の向上を図るため、調査研究委員会における調査・研究や、検証協力校での検証授業の結果等を分析・整理して指導者用手引きを作成し、その活用を図ります。
人権教育を基盤にした学校づくり研究事業の実施	児童生徒の学力向上や自己実現を阻害する要因を踏まえ、学校教育全体を通じた人権教育の取組を通して、学力向上を図る学校の在り方について究明するため、研究指定校による実践的な研究を進めます。
人権教育実践交流会・人権教育指導者養成連続講座の実施	多様な校種や職種での実践交流や研究協議を行い、学校教育及び社会教育において、様々な人権問題に関する、より高度な課題解決能力や指導方法を探求する機会を設けます。
人権教育コーディネーター養成講座の実施	市町村職員などを対象として、人権に関する学習活動の企画・立案・実践に携わる人権教育指導者を養成する研修会を開催し、本県の人権教育の充実を図ります。
男女共同参画教育の推進	小・中学校においては、各教育事務所における研修会や校内研修で「男女共同参画教育指導の手引」（平成31年3月改訂版）を活用することにより、豊かな心、性差の正しい認識、自立する力、実践的態度などの資質・能力を育てる教育活動を推進します。 県立高等学校においては、生徒の指導に当たって、教科や特別活動で、男女がお互いを尊敬し合い、社会の対等な構成員として責任を担う意識と態度を育てます。
男女共同参画についての教員研修の実施	管理職や初任者などを対象に、男女共同参画教育の基本的な考え方やねらいなどの理解、具体的な指導力を高める研修を実施します。

指標

指標	指標の概要	現状値	目標値
人権教育の推進	人権教育推進の中核となる指導者養成研修を修了した教員の累計人数	497 (R3年度)	597 (R8年度)